

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇九 (略) 十 削除	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇九 (略) 十 血中TARC濃度の迅速測定 イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 汎発型の皮疹（皮膚科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであつて、薬疹が疑われるものに限る。） ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ① 専ら皮膚科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。 ② 皮膚科専門医であること。 (2) 保険医療機関に係る基準 ① 皮膚科を標榜していること。 ② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は当該診療科について十年以上の経験を有する皮膚科専門医であること。 ③ 内科において常勤の医師が配置されていること。 ④ 臨床検査技師が配置されていること。 ⑤ 病床を百床以上有していること。 ⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、

(傍線部分は改正部分)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇四〇 (略) 四〇一 削除	二以上であること。 ⑦ 当直体制が整備されていること。 ⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。 ⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。 ⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。 ⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。
十一〇二十九 (略) 第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇四〇 (略) 四〇一 削除	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇四〇 (略) 四〇一 タクロリムス経口投与療法 不妊症（卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであつて、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。）
四二二〇四四五 (略) 四二六 削除	四二二〇四四五 (略) 四二六 アモキシシリン、ホスホマイシン及びメトロニダゾール経口投与並びに同種糞便微生物叢移植の併用療法 潰瘍性大腸炎（軽症から中等症までの左側大腸炎型又は全大腸炎型に限る。）
四二七 (略) 四二八 削除	四二七 (略) 四二八 着床前胚異数性検査 1 不妊症（卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであつて、これまで反復して着床若しくは妊娠に至っていない患者若しくは流産若しくは死産の既往歴を有する患者に係るもの又は患者若しくはその配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が染色体構造異常を持つことが確認されているものに限る。）
四二九〇五十八 (略)	四二九〇五十八 (略)